



TOKIO MARINE  
ASSET MGT

## ～日本経済～

# 新型コロナとの共存が当面景気の重石に

東京海上アセットマネジメント

### 第2波の懸念が高まる

日本での新型コロナウイルスの新規感染者数は3月下旬に大きく増加したものの、4月7日の7都道府県を対象とした緊急事態宣言の発令及び、16日の対象を全国に拡大したことをきっかけに減少に転じた（図表1）。しかし、5月25日の緊急事態宣言解除後、経済活動の再開とともに6月下旬から新規感染者数は増加傾向にあるなど、感染第2波の様相を呈している。

### 経済再生は新型コロナとの共存が前提に

感染第2波の懸念が高まるなか、政府は再度の緊急事態宣言の発令には消極的な姿勢を示している。むしろ、政府の対応は人の移動を加速させる経済活動の後押しが目立つ。7月10日にはイベント参加人数を5千人まで認める緩和を実施したほか、観光振興の「Go To Travel キャンペーン」事業も22日から前倒しで開始すると発表している。こうした背景には、新規感染者が若年層中心で重症化するケースが少なく、死亡者数の増加が抑制されている点が挙げられる（前掲図表1）。また、緊急事態宣言下の外出自粛や休業による経済への影響が大きかったことから、感染防止と経済再生を両立させたい政府の思惑があると考えられる。

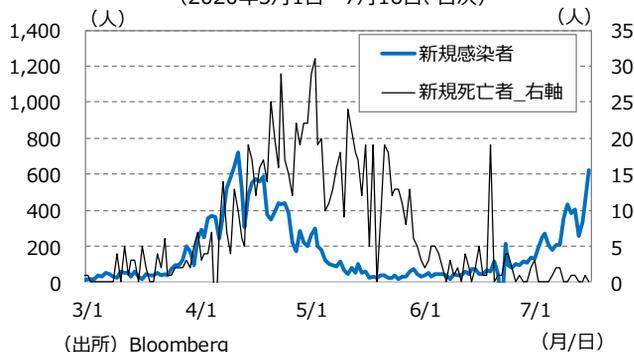
### 景気の回復ペースは緩慢に

国内景気は、日銀や政府が大規模な金融財政措置を講じていることもあり、当面回復が続くことが想定される。ただし、人の移動状況から判断すると、景気の回復ペースは緩慢なものにとどまる可能性が高い。Appleが公表する「Mobility Trends Reports」によると、経済活動の再開に伴い人の移動は5月以降回復傾向にあるものの、足もとは感染第2波への懸念もあり、そのペースは鈍化傾向にある（図表2）。

専門家の間でも過去のパンデミック（感染症の世界的な流行）の事例を挙げ、感染第2波の到来の影響を危惧する声が高まっている。パンデミックに関する参考文献によれば、世界的なパンデミックは過去4回発生しているが、概ね第2波の影響が甚大だったとの指摘が見受けられる（図表3）。仮に、足もとの感染拡大を抑制できたとしても過去の経験則を鑑みれば、今冬に感染再拡大の可能性も残される。新型コロナとの共存を前提とすれば、国内景気は当面緩やかな回復にとどまるだろう。

【図表1 日本の新規感染者・死亡者数】

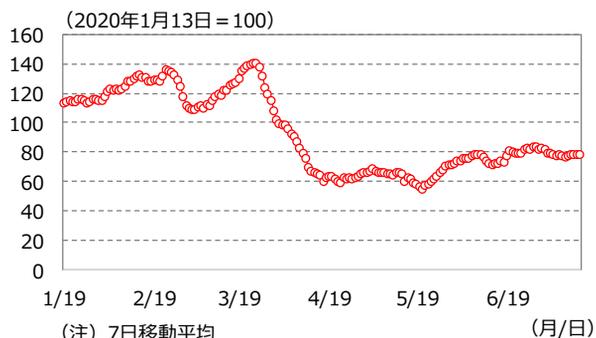
(2020年3月1日～7月16日、日次)



(出所) Bloomberg

【図表2 アップルマップ検索数による日本の移動量 (徒歩)】

(2020年1月19日～7月14日、日次)



(注) 7日移動平均

(出所) © Apple マップ

【図表3 過去のパンデミック】

| パンデミック               | 感染状況  |
|----------------------|---|
| スペインかぜ<br>(1918年)    | 感染拡大の時期や波の回数は世界的に一貫していなかったが、概ね1918年の春に第1波、秋に第2波、冬に第3波が到来。 <b>第2波が最も大きく</b> 、世界中に破滅的な損失をもたらした。   |
| アジアかぜ<br>(1957年)     | 1957年の春に第1波、秋に第2波が到来。スペインかぜと同様、 <b>第2波の方が深刻な影響</b> をもたらした。夏にも人々の間で感染はあったとみられ、その拡大は限定的だったが、秋の学校再開とともに感染が拡大。  |
| 香港かぜ<br>(1968年)      | 1968年～1969年の第1波と、1969年～1970年の第2波が到来。スペインかぜやアジアかぜに比べ被害は小規模。連続的な抗原変異を繰り返しながら、季節性インフルエンザとして毎年流行。   |
| 新型インフルエンザ<br>(2009年) | 国によって感染の波に違いがみられた。<br>欧米…春から夏に第1波、秋に第2波が到来。 <b>第2波の新規感染者数は第1波の2倍以上。</b><br>中国…2009年11月の第1波を終えて収束。強力な入国管理を徹底したことが第2波の到来を防いだとされる。<br>日本…11月の第1波のみ。公衆衛生の徹底や清潔な生活習慣などが感染拡大防止につながったとされる。 |

(注) 各種公表資料より東京海上アセットマネジメント作成

## 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## 投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3% (税込)
  - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
  - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035% (税込)  
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
  - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

### <ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

## 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

（土日祝日・年末年始を除く 9：00～17：00）

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。